

## 岡崎市市営住宅政策空家共益費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、岡崎市市営住宅建替事業に関する要綱第2条に定める建替事業（以下「建替事業」という。）の実施のため、空き家が生じても入居者を募集しない政策空家が団地住戸の一定割合以上生じた場合に、入居者が負担する共用部の電気、ガス及び水道の使用料等（以下「共益費」という。）の負担軽減を図るため、予算の範囲内においてその費用の一部を市が補助することにつき、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、岡崎市市営住宅条例（平成9年条例第43号。以下「条例」という。）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 入居者により構成され、共益費の受払を取りまとめる自治会、町内会等の組織をいう。
- (2) 共同施設等 条例第2条第2号に定める共同施設及び市営住宅の共用部分をいう。
- (3) 管理戸数 市営住宅として現に管理している戸数をいう。
- (4) 空家戸数 管理戸数のうち、入居者がいない住戸の戸数をいう。
- (5) 政策空家 空き家のうち、建替事業実施のために市が政策的に入居者の募集を停止している住戸をいう。また、その戸数は政策空家戸数という。

(補助対象者)

第3条 補助金は、建替事業の対象となる市営住宅において、政策空家戸数の割合が、管理戸数の20%を超えた場合に、建替事業に協力する当該市営住宅に係る自治会等（以下「補助対象者」という。）に対し、交付することができるものとする。ただし、岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条に規定する暴力団、暴力団員並びに暴力団員等に該当する者、暴力団員等が役員となっている団体並びに密接な関係を有する団体及びこの要綱の制定日において、既に岡崎市市営住宅建替事業に関する要綱第3条に基づき建替計画の通知をした市営住宅を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、条例において入居者が負担するものとして規定される費用のうち、補助を受けようとする年度に支出した次に掲げる費用（以下「共益費」という。）とし、補助対象とする期間は、募集停止開始月から建替完了後の新住宅の入居可能月の前月までの期間において政策空家戸数の割合が管理戸数の20%を超える期間とする。

- (1) 揚水ポンプの電気基本料、電気使用料
- (2) エレベーターの電気基本料、電気使用料

- (3) 共用廊下（階段灯を含む）の電気基本料、電気使用料
- (4) 共用外灯の電気基本料、電気使用料
- (5) 集会所の電気、ガス、水道及び下水道の基本料、使用料

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、各月毎に次の算式により算出した額の合計とし、合計に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

$$\text{補助対象経費} \times \frac{\text{当該住宅の各月初の政策空家戸数}}{\text{当該住宅の管理戸数}}$$

（交付申請兼実績報告書）

第6条 補助対象者の代表者（以下「申請者」という。）は、市営住宅政策空家共益費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の料金明細書（様式第3号）
- (3) 共益費のうち、補助対象者が支出した補助対象経費の明細がわかるもの、支払済みであることが確認できる領収書の写し又は預金通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定兼額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、この内容を審査し、本要綱の規定に適合するものと認める場合は、補助金の交付決定及び額の確定をし、市営住宅政策空家共益費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条により補助金の額の確定をした後、交付決定者からの市営住宅政策空家共益費補助金請求書（様式第5号）により確定した額の補助金を交付する。

（補助金の返還）

第9条 申請者が偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。